

## 成年年齢引下げ周知キャンペーン

### 1 要旨

本年度は、成年年齢引下げ前の最後の1年に当たることから、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁が連携し、実践的な消費者教育を徹底するため、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを決定した。

本県では、上記キャンペーンを踏まえ、市町や関係団体等と連携し、イベント・メディア等を活用した成年年齢引下げ周知キャンペーンを行った。

### 2 実施概要

	広報・啓発手段	実施日
啓発イベント	アピタ静岡店（西側入り口）	3月6日
HP	県HP	12月～3月
	若者向けWEBサイト	12月～3月
SNS	(Twitter) 「静岡県庁わかものがかり」	12月～3月
	(Facebook) 「いいねがあるある静岡県。」	12月～3月
	(LINE) 「静岡県公式アカウント」	12月～3月
その他	街頭キャンペーン、講演会	12月
	くらしのめ81号	11月中旬
	くらしのめ82号	1月中旬
	12月県民だより（情報ひろば）	11月28日
	1月県民だより（3面）	1月1日
	Eジャーナルしずおか	2月7日
	消費生活ABC	1月5日
	地デジ文字情報放送（NHK、SBS）	11月29日～12月26日
ラジオ放送（SBS、K-mix）	12月15日	

### （参考）イベント実施状況



## 成年年齢引下げ周知キャンペーン実施計画

実施時期	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
教育委員会 (高校教育課)	県立高等学校での全校集会や学年集会の場において、成年年齢引下げを周知						民法改正 (成年年齢引下げ)			
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ぐらしのめ81号 発行・配架</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月県民だより(情報ひろば)</li> <li>● NHK、SBS地デジ文字情報放送</li> <li>● SBS、K-mixラジオ</li> <li>● 県公式ホームページ</li> <li>● 若者向けWEBサイト</li> <li>● Twitter、Facebook、LINE</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月県民だより(3面)</li> <li>● 消費生活ABC</li> <li>● 県公式ホームページ</li> <li>● 若者向けWEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ぐらしのめ82号発行・配架</li> <li>● Eジャーナルしずおか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Twitter</li> <li>● Facebook</li> <li>● LINE</li> <li>● Instagram</li> <li>● 県公式ホームページ</li> <li>● 若者向けWEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県公式ホームページ</li> <li>● 若者向けWEBサイト</li> <li>● 消費生活ABC</li> <li>● NHK、SBS地デジ文字情報放送</li> <li>● SBS、K-mixラジオ</li> <li>● Twitter、Facebook、LINE</li> </ul>				
各県民生活センター	記者提供	消費者被害防止月間街頭キャンペーン ・成年年齢引下げをテーマとし、商業施設で啓発活動を展開	若者向け啓発資料提供		啓発イベント実施(アビタ静岡店) ・PRポスター掲出、パネル展示、啓発資料配布等	大学 新入生ガイダンス等で資料配布		記者提供 消費者月間街頭キャンペーン ・統一テーマ「考えよう! 大人になるとできること、気をつけること〜18歳から大人に〜」に沿った啓発活動を展開		
市町 消費者行政担当課	ぐらしのめ81号 配架・配布		成人式での啓発資料配布		若者向けの啓発資料の提供					
PTA		保護者向け消費者教育出前講座の周知 ● 公立高等学校PTA連合会会報(2022年1月7日発行)に掲載 ● 公立高等学校PTA連合会HPに掲載								
備考		・12月の消費者被害防止月間では、市町や警察、弁護士会、司法書士会等と連携した取組を展開するとともに、様々な広報ツールを活用し、最新の消費者トラブルへの注意喚起と併せて、来年4月の成年年齢引下げを周知。	・成人式で啓発資料を配布する予定のある市町に向け、希望があった場合は県啓発資料(ぐらしのめ、クリアファイル等)を提供。 ・高校生や帰省した大学生が年末年始の家族の団らんの中で、成年年齢引下げを話題とすることを狙う。	・教職員向け情報誌であるEジャーナルしずおかで成年年齢引下げを周知し、高校生消費者教育出前講座についても案内。	・1週間に1度上記によるSNS等を活用し情報発信。 ・イベント実施についてメディアで取り上げていただくよう工夫。	・5月の消費者被害防止月間では、消費者月間統一テーマに沿い、市町や警察、弁護士会、司法書士会等と連携した取組を展開するとともに、様々な広報ツールを活用し、成年年齢引下げを周知。 ・県内大学生や専門学校生等の若者と連携した啓発事業の実施を検討。	最新のトラブル事例を絡め、県民全体に広く周知	市町や教育委員会と連携しながら、高校生や大学生、その保護者に広く周知	主にSNSを活用して高校生や大学生、その保護者に個別に周知	成年年齢引下げにより変わる事、変わらないことを広く周知

# 18歳で大人に!

**成年年齢**  
引き下げで何が  
変わるの?

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。大人の消費者になることで生じる権利や責任について、家族みんなで考えてみませんか?

## Q 成年年齢って何?

A 民法上、大人と認められる年齢です。

## Q 成年になるとどんなことが変わるの?

A 親の同意を得ず、自分一人で自由に契約を交わすことができるようになります。一方で、未成年者取消権が行使できなくなります。

### 未成年者と成年者は何が違う?

未成年者	成年者
目的に届く消費が必要	目的に届く消費は必要なし
親の同意を得ずに契約した場合、死産で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができます。	成年に達すると、未成年者取消権による契約の取り消しができなくなります。

## Q 契約って自分にあまり関係ないのでは?

A いいえ! 毎日の暮らしの中で、私たちはさまざまな事業者と契約をしています。

例えばこんなことも契約行為です!

ネットで洋服を買う



英会話教室に通う

オンラインゲームで課金する



アパートを借りる

銀行に口座を開設する



保険に入る

引き下げ後も20歳にならないと  
できません!

18歳・19歳はNG!

飲酒 喫煙 競馬・競輪などのチャンブル ほか

社会経験が浅い18歳・19歳は悪質業者に狙われやすい!  
これって消費トラブル?と思ったら...

◆「それってトラブル? やばい? SOS! 静岡県」にアクセス!  
若者が消費者トラブルに遭ったときに解決のよりどころとなるサイト。消費者トラブルの事例や対処法が、分かりやすくまとめられており、早期解決に役立ちます!



※利用の際は、各事業者のサイトにアクセスしてください。

消費者トラブルが  
発生したらどう  
対処すればいいの  
か?!

消費者トラブルに  
遭ったときに解決  
のよりどころとな  
るサイト!

トラブル事例が  
詳しく紹介されて  
います!

「やばい!」と思ったら  
すぐに解決!

◆消費者ホットラインだまされるの「188」へ電話!

※利用の際は、各事業者のサイトにアクセスしてください。

消費者生活相談窓口へおつなぎします。トラブル回避、被害からの回復、その他、消費生活全般の悩みもお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】 県民生活課 ☎054(221)2175 ㊟054(221)2642

# 結婚支援サービスがスタート!

～安心な出会いを提供し、静岡県で暮らす  
二人の未来をサポートします～

静岡県で結婚を希望する皆さんに最適な出会いを提供するため、  
「ふじのくに出会いサポートセンター」を開設します!

## 「ふじのくに出会いサポートセンター」とは?

県と市町が連携し、結婚を希望する若者をサポートするための結婚支援拠点です。

## どんなサポートをしてくれるの?

### ●出会いの提供

お相手探しを支援するマッチングシステムを導入します。スマホやパソコンで、時間と場所を選ばず希望のお相手を検索できるシステムです。

### ●結婚相談

プロフィールの作成からお相手探し、交際期間中のアドバイスなど、専門の相談員が会員それぞれの相談に親身に対応します。市町独自の結婚支援もご案内します。

### ●婚活イベント

会員のニーズに合わせて、県内各地の観光地などで楽しい婚活イベントを開催。すてきな出会いを提供します。

### ●ライフデザイン相談

会員が結婚後の生活を具体的に思い描くことができるよう、今後の生活設計を支援します。

## 登録から結婚まで



登録は  
こちら

令和4年3月末までに登録すれば、  
利用登録料が令和5年3月末まで無料!



1/1/2022  
99:40から  
無料です

会員登録や結婚相談全般の問い合わせ

ふじのくに出会いサポートセンター ☎0120(005)342

【問い合わせ】 県こども未来課 ☎054(221)2608 ㊟054(221)3521